



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 7 8 号

令和元年(2019年)8月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

|  |     |
|--|-----|
| ◎ 目 次  | ページ |
| ● 告 示  |     |
| ○金澤町家保全活用推進区域の指定について<br>(歴史都市推進課)                                | 1   |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更について<br>(市民協働推進課)                             | 3   |
| ○児童福祉法の規定による事業者の指定について<br>(障害福祉課)                                | 3   |
| ○児童福祉法の規定による医療機関の指定について<br>(地域保健課)                               | 3   |
| ○市道の区域の変更について<br>(道路管理課)   | 4   |
| ○道路の供用の開始について ( " )  | 4   |
| ○平成28年告示第110号(災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について)の一部改正について<br>(危機管理課) | 4   |
| ○平成28年告示第111号(災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について)の一部改正について ( " )         | 6   |

|  |    |
|--|----|
| ● 公 告  |    |
| ○金沢農業振興地域整備計画の変更について<br>(農業水産振興課)                                    | 6  |
| ○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について(2件)<br>(都市計画課) | 7  |
| ○土地区画整理組合の理事の退任及び就任について<br>(市街地再生課)                                  | 12 |
| ○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて<br>(建築指導課)                             | 13 |
| ○開発行為に関する工事の完了について ( " )   | 13 |
| ○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて<br>(農業委員会事務局)                                | 13 |
| ● 公 営 企 業 公 告  |    |
| ○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について<br>(企業総務課)                             | 13 |
| ○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて ( " )                                       | 13 |

## 告 示

### ●金沢市告示第96号

金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号)第22条第1項の規定により金澤町家保全活用推進区域を指定したので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、令和元年10月1日からその効力を生ずるものとしします。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

#### 1 金澤町家保全活用推進区域の名称及び位置

| 区 域 名  | 位 置  |
|--------|--|
| 中心市街区域 | 広坂1丁目、広坂2丁目、上柿木畠、下柿木畠、堅町、里見町、油車、茨木町、下本多町5番丁、下本多町6番丁、鱗町、新堅町3丁目、枝町、中川除町、川岸町、杉浦町、水溜町、池田町1番丁、池田町2番丁、池田町3番丁、池田町4番丁、池田町立丁、十三間町、十三間町中丁、大工町、柿木畠、木倉町、片町1丁目、片町2丁目、香林坊1丁目、香林坊2丁目、高岡町、武蔵町、下堤町、博労町、青草町、上近江町、下近江町、十間町、下松原町、西町3番丁、西町4番丁、西町藪ノ内通、山田屋小路二番丁、尾山町、南町、上堤町、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、中央通町、長土塀1丁目、長土塀2丁目、長土塀3丁目、三社町、昭和町、芳斉1丁目、芳斉2丁目、玉川町、六枚町、尾張町1丁目、尾張町2丁目、彦三町1丁目、彦三町2丁目、安江町、本町1丁目、本町2丁目、堀川町、此花町、笠市町、瓢箪町、湊上町、主計町、木ノ新保町、 |

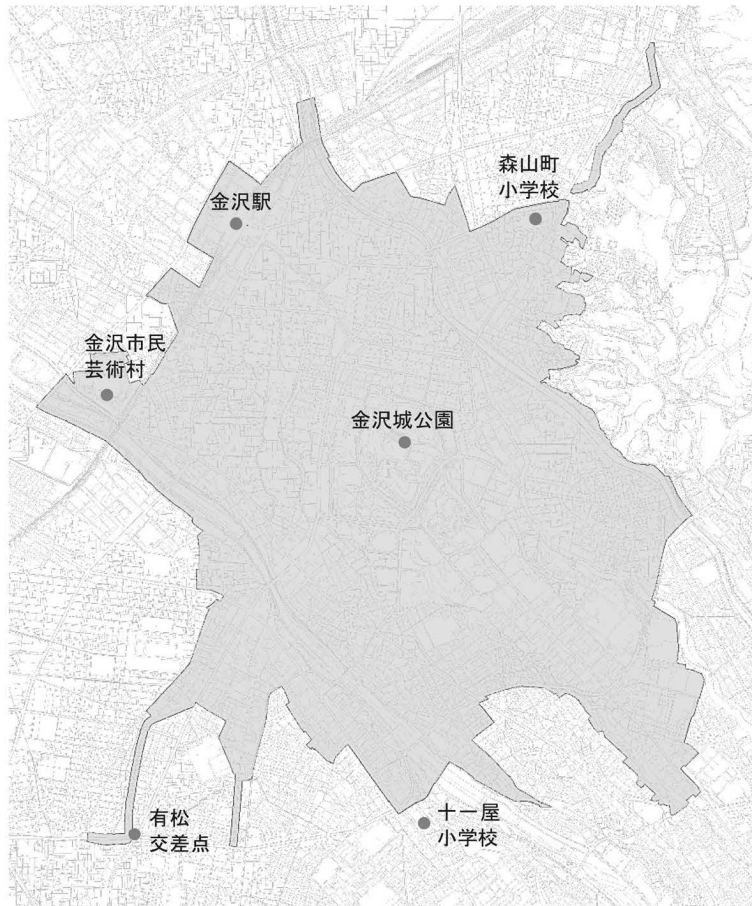
|              |   |
|--------------|---|
|              | 堀川新町、袋町、下新町、丸の内、大手町、橋場町、材木町、横山町、兼六元町、小将町、兼六町、並木町、東兼六町、扇町、暁町、桜町、天神町2丁目、出羽町、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、宝町、小立野4丁目、下石引町、飛梅町、本多町1丁目、本多町2丁目、本多町3丁目、菊川2丁目、幸町、野町1丁目、野町2丁目、野町4丁目、清川町、寺町3丁目、日吉町、折違町、広岡町、北安江町、西堀川町、東山1丁目、東山3丁目、豊国町、観音町1丁目、観音町2丁目、小橋町、昌永町及び森山1丁目並びに天神町1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野5丁目、笠舞町、笠舞1丁目、笠舞2丁目、笠舞3丁目、城南1丁目、城南2丁目、菊川1丁目、野町3丁目、増泉1丁目、御影町、中村町、白菊町、千日町、弥生1丁目、泉が丘1丁目、有松2丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、法島町、十一屋町、寺町1丁目、寺町2丁目、寺町4丁目、寺町5丁目、本江町、元菊町、大和町、大豆田本町、長田1丁目、中橋町、七ツ屋町、広岡1丁目、東山2丁目、山の上町、春日町、大樋町、鶯町、常盤町、東御影町、子来町、観音町3丁目、浅野本町、森山2丁目、京町及び鈴見台1丁目の各一部 |
| 金石・大野区域      | 金石相生町、大野町2丁目、大野町5丁目、金石通町、金石下本町及び金石味噌屋町並びに金石西1丁目、金石西2丁目、金石西3丁目、金石西4丁目、金石北1丁目、金石北2丁目、金石北4丁目、大野町1丁目、大野町3丁目、大野町4丁目、大野町6丁目及び大野町7丁目の各一部   |
| 旧北国街道森本・花園区域 | 今町、二日市町、岸川町、利屋町、南森本町、北森本町及び梅田町の各一部  |
| 湯涌温泉街区域      | 湯涌田子島町、湯涌町及び湯涌荒屋町の各一部   |
| 二俣・田島区域      | 二俣町及び田島町の各一部  |

2 金澤町家保全活用推進区域

別図のとおり

別図

金澤町家保全活用推進区域



中心市街区域



湯涌温泉街区域



二俣・田島区域



旧北国街道森本・花園区域



金石・大野区域

●金沢市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 区 分    | 変更事項       | 変 更 前                  | 変 更 後                  | 変更年月日     |
|--------|------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 普正寺町町会 | 代表者の氏名及び住所 | 中嶋 孝之<br>金沢市普正寺町1の28番地 | 高島 秀昭<br>金沢市普正寺町1の36番地 | 平成31年1月1日 |

●金沢市告示第98号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号の規定により指定障害児相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 事業所番号      | 事業所の名称      | 事業所の所在地                   | 事業者の名称          | 事業者の主たる事務所の所在地            | 主たる対象者 | 指 定年月日   |
|------------|-------------|---------------------------|-----------------|---------------------------|--------|----------|
| 1770102877 | 相談支援事業所 つばさ | 金沢市高尾台1丁目303番地One FACE102 | Japan Wings合同会社 | 金沢市高尾台1丁目303番地One FACE102 | 特定なし   | 令和元年8月1日 |

●金沢市告示第99号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関として次のとおり指定したので、同法第19条の19第1号の規定により告示します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 名 称         | 所 在 地        | 指定年月日    |
|-------------|--------------|----------|
| クスリのアオキ御影薬局 | 金沢市神田1丁目1番5号 | 令和元年7月1日 |

●金沢市告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 道路の種類 | 路線名                       | 区 間                   | 新旧の別 | 幅員(m)    | 延長(m) |
|-------|---------------------------|-----------------------|------|----------|-------|
| 一般市道  | 二 塚 12号<br>赤 土 町 線 18号    | 赤 土 町 ワ 68番 8先から      | 旧    | 6.0      | 27.3  |
|       |                           | 赤 土 町 ワ 68番 2先まで      | 新    | 11.0     | 27.3  |
| 一般市道  | 押 野 25号<br>西 金 沢 新 町 線 9号 | 西 金 沢 2 丁 目 172番 6先から | 旧    | 5.2～ 5.3 | 33.6  |
|       |                           | 西 金 沢 2 丁 目 172番 4先まで | 新    | 5.6      | 33.6  |

●金沢市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において令和元年8月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 路線名                       | 区 間                   | 供用開始日    |
|---------------------------|-----------------------|----------|
| 二 塚 12号<br>赤 土 町 線 18号    | 赤 土 町 ワ 68番 8先から      | 令和元年8月1日 |
|                           | 赤 土 町 ワ 68番 2先まで      |          |
| 押 野 25号<br>西 金 沢 新 町 線 9号 | 西 金 沢 2 丁 目 172番 6先から | 令和元年8月1日 |
|                           | 西 金 沢 2 丁 目 172番 4先まで |          |

●金沢市告示第102号

平成28年告示第110号（災害対策基本法の規定に基づく指定緊急避難場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

表の3の項中 「金沢市野町3丁目1番15号」 を

「金沢市野町3丁目11番1号」 平成27年10月26日 平成27年10月26日 令和元年5月25日 に改め、同表の44の項中

「金沢市立新竪町小学校」 金沢市新竪町3丁目25番地 平成27年10月26日 を

「金沢市立犀桜小学校(旧金沢市立新竪町小学校)」 金沢市新竪町3丁目25番地 平成27年10月26日 平成31年4月1日 に

改め、同表の51の項中

「金沢市立菊川町小学校」 金沢市菊川1丁目2番15号 平成27年10月26日 を

「旧金沢市立菊川町小学校」 金沢市菊川1丁目2番15号 平成27年10月26日 平成31年4月1日 に

改め、同表中499の項を501の項とし、467の項から498の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の466の項中

「金沢市立東浅川小学校」 金沢市浅川町イ140番地1 平成27年10月26日 を

「旧金沢市立東浅川小学校」 金沢市浅川町イ140番地1 平成27年10月26日 平成31年4月1日 に

改め、同項を同表の468の項とし、同表中465の項を467の項とし、82の項から464の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の81の項中

「平成27年10月26日」 を 「平成27年10月26日 平成30年12月9日」 に改

め、同項を同表の82の項とし、同項の次に次のように加える。

83 金沢市長土俵青少年交流センター 金沢市長町3丁目3番3号 令和元年7月7日

表中80の項を81の項とし、79の項の次に次のように加える。

80 金沢市文化ホール 金沢市高岡町15番1号 平成31年4月1日

●金沢市告示第103号

平成28年告示第111号（災害対策基本法の規定に基づく指定避難所の指定について）の一部を次のように改正する。  
令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

表の3の項中 「金沢市野町3丁目1番15号 平成27年10月26日」を

「金沢市野町3丁目11番1号 平成27年10月26日 令和元年5月25日」に改め、同表の23の項中

「金沢市立新竪町小学校 金沢市新竪町3丁目25番地 平成27年10月26日」を

「金沢市立犀桜小学校（旧金沢市立新竪町小学校） 金沢市新竪町3丁目25番地 平成27年10月26日 平成31年4月1日」に改め、

同表の27の項中

「金沢市立菊川町小学校 金沢市菊川1丁目2番15号 平成27年10月26日」を

「旧金沢市立菊川町小学校 金沢市菊川1丁目2番15号 平成27年10月26日 平成31年4月1日」に改め、

同表中207の項を209の項とし、185の項から206の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の184の項中

「金沢市立東浅川小学校 金沢市浅川町イ140番地1 平成27年10月26日」を

「旧金沢市立東浅川小学校 金沢市浅川町イ140番地1 平成27年10月26日 平成31年4月1日」に改め、

同項を同表の186の項とし、同表中183の項を185の項とし、45の項から182の項までを2項ずつ繰り下げ、44の項を45の項とし、同項の次に次のように加える。

|    |                 |              |          |
|----|-----------------|--------------|----------|
| 46 | 金沢市長土堀青少年交流センター | 金沢市長町3丁目3番3号 | 令和元年7月7日 |
|----|-----------------|--------------|----------|

表の43の項の次に次のように加える。

|    |          |             |           |
|----|----------|-------------|-----------|
| 44 | 金沢市文化ホール | 金沢市高岡町15番1号 | 平成31年4月1日 |
|----|----------|-------------|-----------|

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和元年8月1日から同年9月2日まで

(2) 場所

金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市農林水産局農業水産振興課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

- (1) 申出先  
金沢市農林水産局農業水産振興課
- (2) 申出方法  
書面により持参又は郵送
- (3) 申出期間  
令和元年9月3日から起算して15日以内（郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。）

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

- (1) 提出先  
金沢市農林水産局農業水産振興課
- (2) 提出方法  
持参又は郵送
- (3) 提出期間  
令和元年8月1日から同年9月2日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
新竪町商店街地区の住民等
- 2 協定締結した年月日  
令和元年7月12日
- 3 協定番号  
35
- 4 協定の名称  
新竪町商店街地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

|                    |  |        |
|--------------------|--|--------|
| まちづくり計画の名称         | 新竪町商店街地区まちづくり計画  |        |
| まちづくり計画の対象となる区域    | 新竪町3丁目、油車、鱗町、杉浦町及び枝町の各一部   |        |
| まちづくり計画の対象となる区域の面積 | 約1.5ha   |        |
| まちづくりの目標           | <p>本地区は、地区の中心に位置する徳栄寺の寺内町として形成された。1936年に商店街が結成され、市中心部に位置しながらも、地域に密着した商店街として、独自性を持った商店と良好な居住環境を維持している。</p> <p>今後も歴史ある商店街として、個々の商店の個性が輝く商業環境と住み良い居住環境が調和した魅力あふれるまちづくりを目標とする。</p> |        |
| まちづくりの方針           | まちづくりの目標に向け、地区内に存在する町家を保全・活用しながら、良好な街並みの保全を図り、健全な商業活動の推進と周辺環境と調和した住み良いまちづくりを進める。   |        |
|                    | 地区の細区分   | 商業地区   |
|                    | 面積   | 約0.2ha |
|                    |  | 近隣商業地区 |
|                    |  | 約1.3ha |

|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
| その他住み良いまちづくりを推進するため必要な事項 | 建築物等の用途の制限  | 次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。<br>(1) 自動車教習所、畜舎、倉庫業を営む倉庫、自動車修理工場又は葬儀場<br>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(3) カラオケボックスその他これに類するもの<br>(4) 事務所の用途及び店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの<br>(5) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が100㎡を超えるもの<br>(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設<br>(7) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの<br>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物 |
|                          |   | (9) 建築基準法別表第2（り）項第3号に掲げるもの<br>(10) 風営法第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物  |
|                          | 建築物等の形態又は意匠の制限  | (広告物等)<br>(1) 広告物等を設置する場合（変更する場合を含む。）は、事前に新墅町3丁目会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。<br>(2) 広告物等は、地域の景観に配慮した素材やデザインで都市景観上支障のないものとする。  |
|                          | 土地利用等の制限  | 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に町会と協議しなければならない。  |
| その他                      | (1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。<br>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、地域安全及び環境保全について、管理人が常駐した場合と同等以上の効力があると町会が認める措置を講ずる場合は、この限りでない。<br>(3) 土地又は建築物等を売却し又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。<br>(4) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知するものとする。<br>(5) 新たに自動販売機を設置する場合は、街並みとの調和に配慮した落ち着いた色調とし、周辺の住環境を阻害しないように配慮する。また、事前に町会と協議しなければならない。<br>(6) 店舗及び飲食店では、深夜（午前零時から午前6時までの時間をいう。）における営業を行わないよう努める。<br>(7) 町家の保全・活用に努める。<br>(8) 呼び込み活動やキャッチセールスを禁止する。<br>(9) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないよう努める。<br>(10) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。 |   |



- (11) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。
- (12) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。
- (13) この地域の振興を図るため、町会への加入等により相互協力するよう努める。
- (14) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加し及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。
- (15) 冬期間の道路除雪については、住民や事業者の協力のもと、地域が主体となって取り組む。
- (16) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。
- (17) 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努める。
- (18) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。
- (19) 定期的な美化清掃に努める。

新竪町商店街地区まちづくり協定区域図



金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月1日

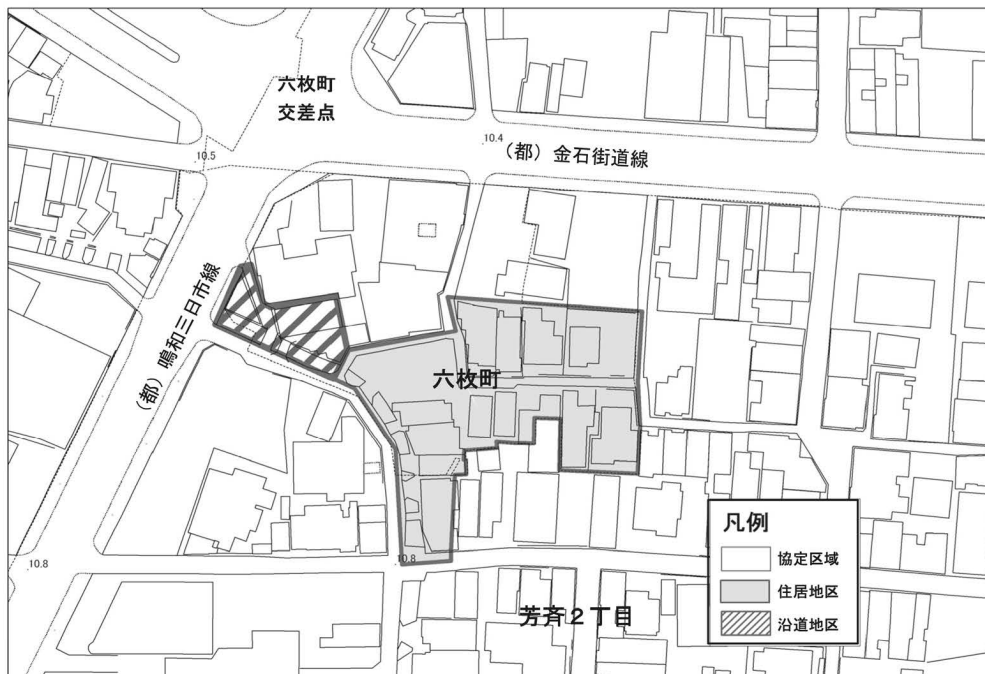
金沢市長 山 野 之 義

- 1 協定を締結した相手方  
六枚町地区の住民等
- 2 協定締結した年月日  
令和元年7月16日
- 3 協定番号  
36
- 4 協定の名称  
六枚町地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

|                    |   |   |         |
|--------------------|---|---|---------|
| まちづくり計画の名称         | 六枚町地区まちづくり計画  |   |         |
| まちづくり計画の対象となる区域    | 六枚町及び芳斉2丁目の各一部  |   |         |
| まちづくり計画の対象となる区域の面積 | 約0.3ha  |   |         |
| まちづくりの目標           | <p>六枚町は、藩政初期から町人の町であり、宅地税の地子銀が6枚であったことに由来している町名は、平成16年6月に復活した。</p> <p>金沢駅近くにはありながらも、鞍月用水沿いではアユ、ホタル、カルガモ等が見られる自然環境豊かで閑静な住宅地であり、住民同士が助け合い、高齢者を尊敬し、子供たちが伸び伸びと育つ人情味溢れる町である。</p> <p>本まちづくり計画は、六枚町のキャッチフレーズである「きれいな町、笑顔のたえない町」として、住環境を維持・保全し、さらに住み良いまちづくりを目標とするものである。</p> |   |         |
| まちづくりの方針           | <p>まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 「住民同士が助け合い人情味のある」まちづくり</p> <p>(2) 「落ち着き、安心して子育てができる」まちづくり</p> <p>(3) 「鞍月用水と調和した街並みを守る」まちづくり</p>   |   |         |
| その他住み良いまちづくりを推進するた | 地区の細区分  | 沿道地区  | 住居地区    |
|                    | 面積  | 約0.04ha   | 約0.27ha |
|                    | 建築物等の用途の制限  | 次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。   |         |
|                    |   | (1) 畜舎<br>(2) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの<br>(3) カラオケボックスその他これに類するもの<br>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項各号（風俗営業）、第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物 |         |
| 土地利用等の制限           | (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの<br>(6) 風営法第2条第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物  |   | —       |
|                    | 新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に六枚町町会と協議しなければならない。   |   |         |

|         |  |
|---------|--|
| めに必要な事項 | <p>その他</p> <p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 悪臭及び騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(4) 空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p> <p>(5) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(6) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加し及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> |
|---------|--|

六枚町地区まちづくり協定区域図



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により土地区画整理組合の理事の退任及び就任の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市太陽ヶ丘土地区画整理組合  
退任した理事

| 氏 名   | 住 所         | 退任年月日     |
|-------|-------------|-----------|
| 岡田 悦充 | 羽咋市四柳町ソ11番地 | 令和元年7月11日 |

就任した理事

| 氏 名   | 住 所          | 就任年月日     |
|-------|--------------|-----------|
| 地原 清司 | 金沢市高岡町22番17号 | 令和元年7月11日 |

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

| 指定番号  | 指定取消しの年月日 | 取り消した指定道路の位置           | 延長(m) | 幅員(m)      |
|-------|-----------|------------------------|-------|------------|
| 第644号 | 令和元年7月11日 | 金沢市金石本町二45番4先から40番7先まで | 164   | 4.6<br>6.0 |
| 第161号 | 令和元年7月11日 | 金沢市金石本町八43番6先から43番1先まで | 32.87 | 6.0        |

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称                                     | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                          | 公共施設の種類の位置及び区域   |
|--|---|--|
| 金沢市米泉町6丁目59番1から59番5まで                                  | 七尾市上府中町ス8番地1<br>株式会社 アントール<br>代表取締役 川上 孝一 | 道路 金沢市米泉町6丁目59番4及び59番5                                 |
| 金沢市南森本町ヲ84番1から84番4まで、85番2、86番2及び89番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 | 金沢市木越1丁目18番地<br>北峰住拓<br>廣茂 幸雄             | 道路 金沢市南森本町ヲ84番2、84番4、85番2、86番2及び89番5並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

令和元年8月1日

金沢市長 山 野 之 義

## 公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条第2号の規定により公告します。

令和元年8月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

| 指定番号 | 商号又は法人名  | 営業所の所在地       | 廃止年月日     |
|------|----------|---------------|-----------|
| 167  | 株式会社東幹管工 | 金沢市額谷2丁目93番地4 | 令和元年6月27日 |

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条第2号の規定により公告します。

令和元年8月1日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

| 指定番号 | 商号又は法人名  | 営業所の所在地       | 取消年月日     |
|------|----------|---------------|-----------|
| 120  | 株式会社東幹管工 | 金沢市額谷2丁目93番地4 | 令和元年6月27日 |

令和元年(2019年)8月1日 印刷  
令和元年(2019年)8月1日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄